

練馬区区民協働推進会議設置要綱

平成22年7月28日

22練産地第880号

(設置)

第1条 練馬区区民との協働指針(平成22年3月策定)に基づき、区民と区との協働について、各活動主体と協議を行いながら推進するため、練馬区区民協働推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、つぎに掲げる事項を協議する。

- (1) 協働に関する区民への普及啓発事業に関する事項
- (2) 協働事業提案制度に関する事項
- (3) 協働事業評価制度に関する事項
- (4) 協働の拠点の整備に関する事項
- (5) 協働のコーディネーターの人材育成に関する事項
- (6) その他、区民と区との協働事業を進めるために必要な事項

(構成)

第3条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

学識経験者	2人
区内各種団体代表者	5人
公募区民	4人
区職員	2人

- 2 推進会議に座長および副座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、推進会議の会議を主宰し、推進会議を代表する。
- 5 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 推進会議の会議は、原則として公開で行なうものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、産業地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、推進会議の運営につき必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年 8 月 1 日から施行する。